2020 年 3 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）

「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業実施要領」新旧対照表

新	旧	（備考）
7　事業実施状況等の報告 （1）　事業実施状況の報告 事業実施者は、事業の完了日又は令和 2 年 3 月 16 日のいずれか早い日までに、別記様式第 6 号により、事業実施結果に係る報告書を作成し、ジェトロに提出しなければならない。ただし、第 6 の 1（3）ただし書きによりジェトロが別途事業の完了日を定めた場合には、ジェトロが別途、報告の提出期限を定める。	7　実績報告 （1）事業実施者は、事業の完了日から起算して 10 日を経過した日又は令和 2 年 3 月 16 日のいずれか早い日までに、別記様式第 6 号により実績報告書を作成しジェトロに提出しなければならない。ただし、第 6 の 1（3）ただし書きにより、ジェトロが別途事業の完了日を定めた場合には、ジェトロが別途、実績報告書の提出期限を定める。	（変更）
（2）事業成果の報告 事業実施者は、事業終了年度の翌年度から 3 年間（第 8 で別途適切な期間を定めた場合には、当該期間）、毎年度、事業成果について、別記様式第 7 号により、毎会計年度終了後 4 ヶ月以内にジェトロに報告するものとする。この際、設定した成果目標に対する事業成果について、目標達成率の背景としての要因分析を行い、報告書に記載するものとする。		
（3）ジェトロは、成果目標が達成されない旨の報告を受けた場合には、成果目標の達成につながるよう指導・助言を行うものとする。		（追加）
（4）　略 （5）　略	（2） （3）	
第 8　事業の成果目標 事業実施者は、事業の目的の達成に向けて、事業の成果を管理するため、別記様式第 1 号に適切かつ検証可能な指標をともに達成すべき目標値を設定する。この目標が 3 年を超える場合には、別途適切な期間を設定する。	第 8　事業の成果目標 事業実施者は、別記様式第 1 号に輸出を拡大するための明確な目標を設定する。	（変更）